嶺北地域公共交通協議会設置要綱改正の概要

<主な改正点>

来年度から、県及び各町村において、協議会の運営に必要な経費を拠出し、協議会の予算で様々な施策を実施するため、以下事項の追加を提案するもの。

- ・事務局(第8条第4項)事務局員は「県交通運輸政策課、本山町政策企画課、大豊町総務課、 土佐町総務企画課、大川村総務課」とする(事務局規程)。
- ・経費の負担(第9条) 県及び各町村で負担金を拠出する。また、国の補助制度も活用する。
- ・監査(第10条) 「本山町副町長及び大豊町副町長」を監査委員とする。
- ・財務に関する事項(第11条) 予算編成や現金の出納などを規定する。
- ・協議会が解散した場合の措置(第12条) 解散した場合の出納監査などを規定する。
- ・要綱改正に合わせた、事務局規程及び財務規程の制定

くその他改正点>

- ・協議会名に「高知県」を記載
- ・委任(第14条)について見直し
- ・条ずれの修正